

令和6年度 地域型保育事業予算事務説明会

川崎市こども未来局
保育第2課

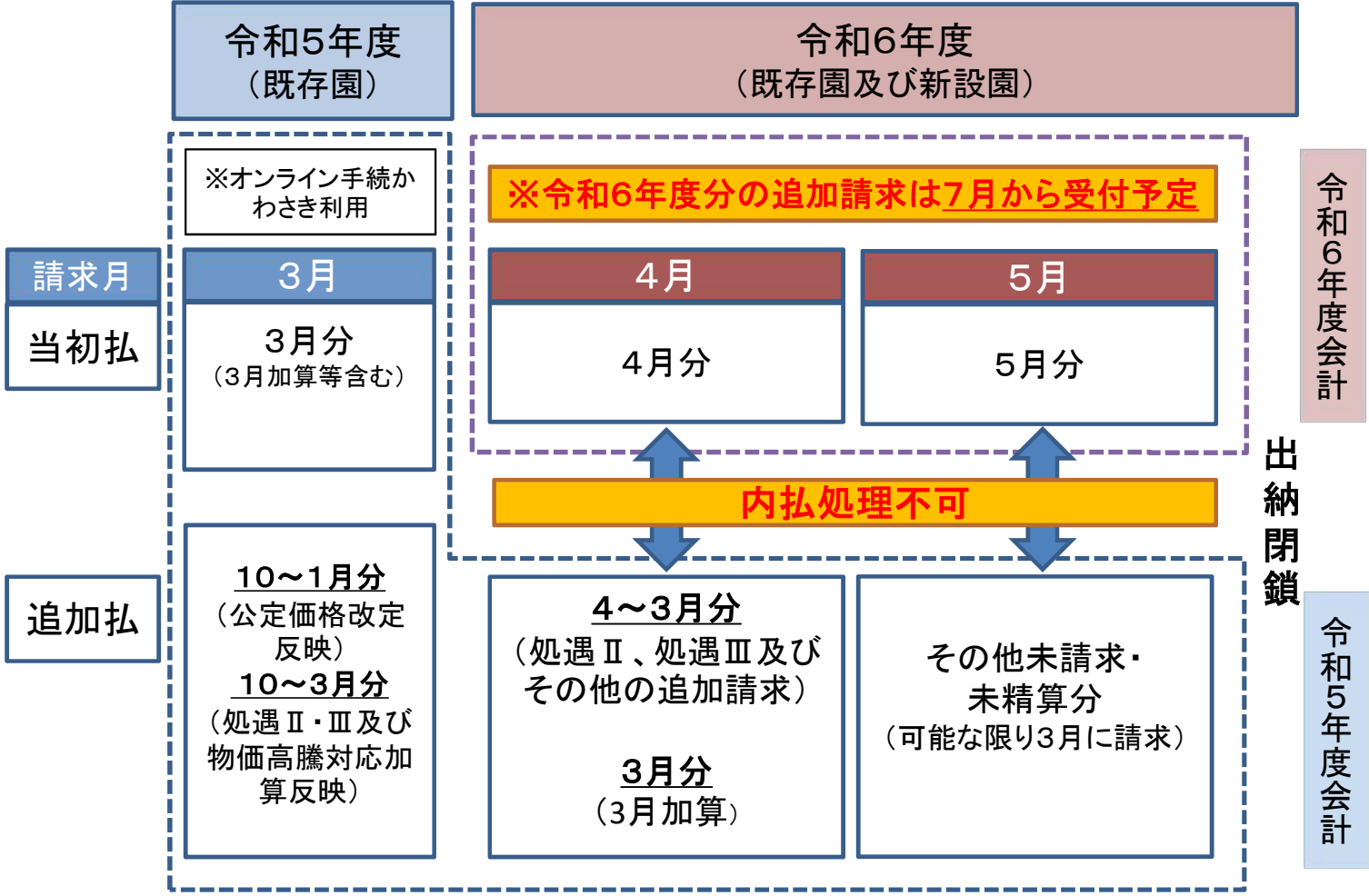
こども家庭庁の動向について

こども家庭庁が行う説明会の内容によっては、
本予算事務説明会の内容を変更する場合があります。
変更があった場合は、追ってお知らせいたします。

次第

- 資料 1 子どものための教育・保育給付等について
- 資料 2 処遇改善等加算について
- 資料 3 各種補助金について
- 資料 4 請求ソフト、各種システムの運用について
- 資料 5 その他（保育事業運営に関すること）
- 資料 6 支給要綱
- 様式・過去の通知

令和5年度末及び令和6年度の給付費等の請求方法について



令和5年度子どものための教育・保育給付費等の実績報告について

資料1-2

下記の表に該当する加算の支給を受けている事業所は、所定の報告様式を用いて実績報告を行う必要があります。報告はオンライン手続かわさきでご提出ください。URLは個別にご案内します。

公定価格上の加算

賃借料加算

施設機能強化推進費加算

第三者評価受審加算

提出期限

4月末日

市加算額上の加算

補足給付費

嘱託医手当

歯科検診事業費

連携保育加算

提出期限

4月5日

補足給付費の実績報告について

3月中に、市から各事業所に、支給実績が記載された様式を配布予定。

⇒保護者の署名が必須。

※ただし、市からの様式配布後では署名が難しい場合（卒園・退園・転園等）は、白紙の様式に、事業所側で支給実績を記載し、保護者に署名していただいでください。

署名（自署）が必要です！

令和5年度補足給付費実績報告書

令和6年3月31日

(宛先) 川崎市長様

所在地 川崎市〇〇区〇〇〇〇—〇〇
氏名 社会福祉法人〇〇〇 理事長 〇〇〇

令和5年度子どものための教育・保育給付費等のうち、下記認定番号の児童への補足給付費の執行に係る実績について、次のとおり報告します。

支給月	支給額	減免額	差額
4月			0
5月			0
6月	2,000	2,000	0
7月			0
8月			0
9月			0
10月	2,000	2,000	0
11月			0
12月			0
1月			0
2月			0
3月			0

<保護者証明欄>

令和5年度子どものための教育・保育給付費等として、上記のとおり補足給付費の支給により教材費・行事費等の実費徴収額の減免を受けたことを証明します。

氏名 川崎 幸子

【市加算運営費について】

1. 衛生管理加算における申請書の廃止について

令和6年度から衛生管理加算の申請書を廃止

●衛生管理加算

衛生管理加算については、令和6年度から認定申請書による紙での申請を廃止し、当該加算の要件に適合する場合には、請求ソフトによる請求・申請によって4月から請求できるものとする。また、請求については4月から毎月請求をすることが可能。

※当該事業に適合するかどうかは「令和5年2月7日付け4川こ保1第1355号市独自加算における衛生管理加算の新設について(通知)」及び「衛生管理加算に関するFAQ.」を御参照ください。

2. 市会計年度任用職員の標準単価の見直しに伴う単価変更

市会計年度任用職員(旧:臨時的任用職員)の標準単価の見直しにより、次の市助成の金額が見直されました。

・40時間勤務保障保育士雇用費、産休等代替臨時職員雇用費、市障害児保育費(事業所内20人以上)、8時間超保育実施加算

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

1. 処遇改善等加算について

加算名	既存園	令和6年度小規模化園 ※
処遇改善等加算Ⅰ	令和5年度に認定された加算率を限度として任意の率（8%以上）で請求	賃金改善やキャリアアップの取組予定を踏まえた上で、 8% で請求
処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算対象職員数（人数A・人数B）により暫定的に請求	川崎市が認定を行うまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求
市処遇改善等加算Ⅱ	令和5年度に認定された加算月額により暫定的に請求	
処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度に認定された加算対象職員数により、暫定的に請求	〈 認定時期 〉 処遇Ⅰ：6月以降（予定） 処遇ⅡおよびⅢ：9月以降（予定）
市処遇改善等加算Ⅲ	令和5年度請求の算定に用いた「対象職員数」に基づき、暫定的に請求	

※ 令和6年度から本加算を申請する既存園を含む

2. 賃借料加算について

加算名	既存園（変更無）	既存園（変更有）※1	令和6年度小規模化園
賃借料加算 (国の公定価格分)	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	暫定的に請求
市賃借料加算	令和5年度までの認定内容に基づき請求	令和5年度までの認定内容に基づき暫定的に請求	川崎市が認定をするまでの間は、 請求不可 川崎市による認定後、遡及して請求

※1 賃借料の変更により、市賃借料加算額等に変更が生じる施設

※2 川崎市による認定申請は追って御案内

3. その他の加算について

(1) 川崎市による認定以前に暫定請求できる加算

加算名	請求の条件等
減価償却費加算	既に認定済の園または該当園の申出により請求
管理者未配置減算	施設長を配置していない場合に適用
土曜日閉所減算	土曜日に事業所を閉所する場合にその日数分に応じて適用
栄養管理加算	職員配置状況に応じて請求
保育士比率向上加算	職員配置状況に応じて請求
資格保有者加算	職員配置状況に応じて請求
家庭的保育補助者加算	職員配置状況に応じて請求
家庭的保育支援加算	既に認定済の園に適用
連携保育加算	既に認定済の園または該当園の申出により請求

(2) 川崎市による認定以前に暫定請求できない加算

加算名	認定時期（予定）	請求の条件等
3月加算 (施設機能強化・第三者評価受審)	2月末	
障害児保育加算 ・市障害児保育加算	夏頃～	
産休等代替臨時職員雇用費	随時	

(3) 書面による認定が**不要**な加算

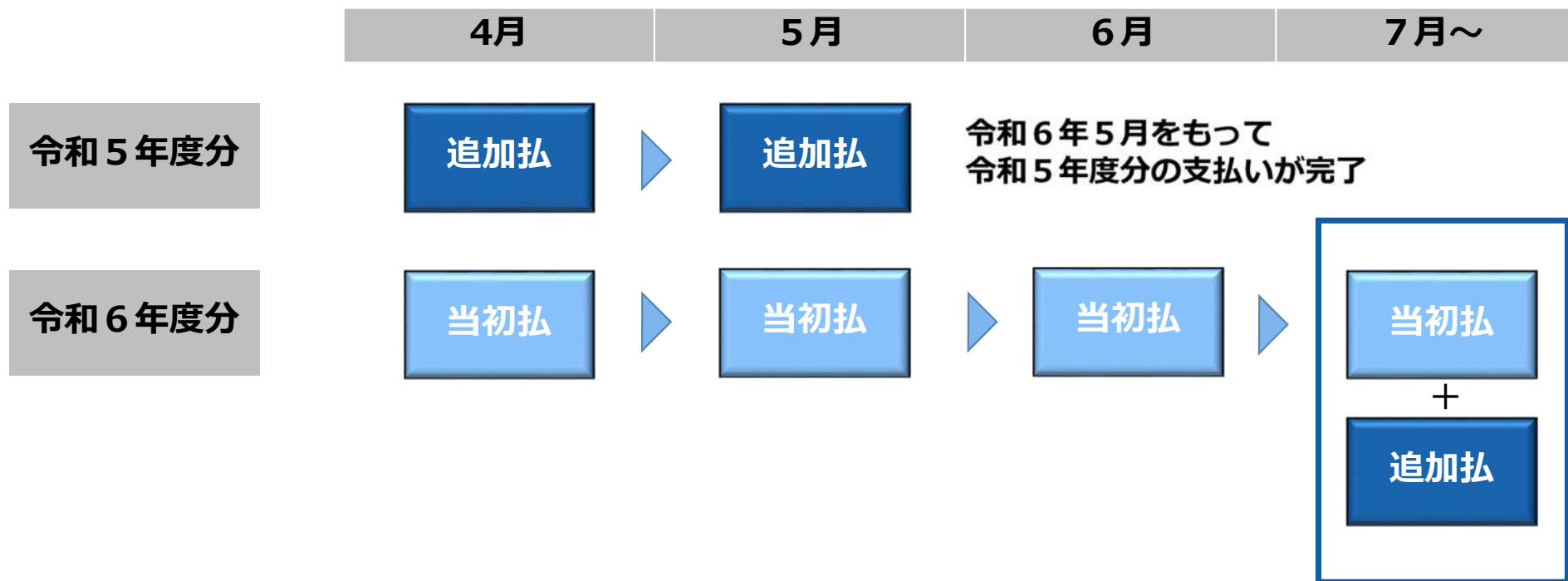
加算名	請求の条件等
給食費・嘱託医手当・行事用給食費・ 冷暖房費・特別扶助費・一般生活費・ 指導用給食費	全園加算有りで請求（加算により対象となる事業類型は異なる）
補足給付費	生活保護世帯の子どもがおり、実費徴収額の減免を行っている場合に請求
衛生管理加算	該当園であれば請求
延長保育費	利用登録児数に応じて当初請求し、利用実績に基づき追加請求をして精算 ただし、保育料免除加算分については、実績取込み後の追加請求から請求 障害児加算分については、障害児保育費の認定をするまでは 請求不可
8時間超保育実施加算	実績取込み後の追加請求から請求

令和6年度公定価格及び市加算額中の各種加算等の暫定的取扱いについて

加算名	請求の条件等
市職員雇用費等 (産休等代替臨時職員雇用費を除く)	職員配置状況に応じて請求
嘱託医手当	全園加算有りて請求
入園前健康診断手当	事業所内保育事業（20人以上）が 2月にのみ 請求
歯科検診事業費	全園が 実施月 に請求
児童災害共済掛金	事業所内保育事業（20人以上）が子ども1人につき年度で1回請求

4. 令和6年度の追加請求について

令和6年度の追加請求については、
令和6年度処遇改善等加算率の認定がされた後の**7月**から行えるものとしします。



令和6年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて（昨年度からの変更点）

資料1-5

手続き名	令和5年度	令和6年度
衛生管理加算	書面による申請 認定後、請求ソフトによる遡及請求	書面による申請の廃止 請求ソフトによる申請・請求 （4月から当初請求可）
施設機能強化 推進費加算	対象物品について 過去の認定実績等により判断	対象物品の見直し、認定基準の整理 ※詳細は別紙のとおり

令和6年度子どものための教育・保育給付費の各種加算認定手続きについて（昨年度からの変更点）

資料1-5

手続き名	令和5年度	令和6年度
衛生管理加算	書面による申請 認定後、請求ソフトによる遡及請求	書面による申請の廃止 請求ソフトによる申請・請求 （4月から当初請求可）
施設機能強化 推進費加算	対象物品について 過去の認定実績等により判断	対象物品の見直し、認定基準の整理 ※詳細は別紙のとおり

令和6年度 子どものための教育・保育給付費の支払い等について

- 法令に基づき給付費等は毎月支払い
- 支払いは、（当月払）＋（追加払）の合計金額
- 毎月の支払日は、原則20日or25日
- 提出期限及び支払日は各月の土、日、祝日等の影響で前後する場合がありますため、注意が必要

	請求内容	請求ソフトへの入力事項等
当月払	職員数、初日児童数・延長登録児 数等に基づく当月分	・在籍児童、職員雇用の状況 ・延長保育の登録状況 等
追加払	雇用実績、月途中の入退所・延長 利用児数実績等に基づく精算分	・児童、職員情報の変更点の修正 ・延長保育の実績 等

給付費等の申請・請求内容に関する川崎市の審査が完了次第、各事業所に審査結果のお知らせ（電子画面で確認）が届きます。お知らせが届き次第、速やかに所定の請求書を川崎市まで送付してください。

各月の請求期日や振込日については、別紙Excel『給付費等請求・支払いスケジュール』を御確認ください。

処遇改善等加算 I

資料2-1

【概要】

当該加算率は、4月1日現在の常勤職員（就業規則における常勤職員の勤務時間数（月120時間以上のものに限る）に達している者または1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者で正職員・パート問わず）1人当たりの平均経験年数に応じた加算率の基礎分と賃金改善要件分（キャリアパス要件分を含む）の値を合計した値により認定する。

【支給対象】

当該施設に勤務する全職員を対象に、月例給・一時金により支払うものとする。

①基礎分

平均経験年数に応じて設定（2～12%）

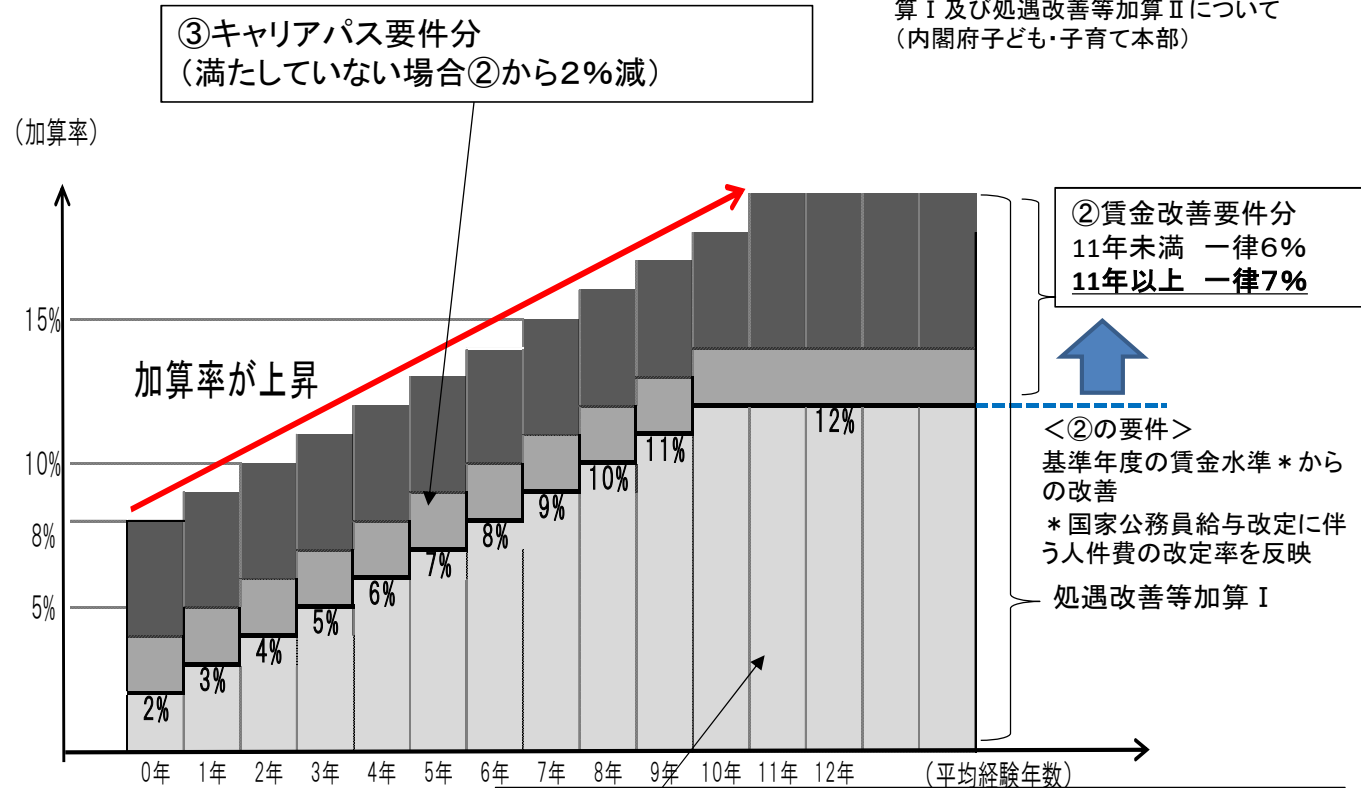
②賃金改善要件分

「基準年度の賃金水準を適用した場合の賃金総額」及び「人件費の改定状況を踏まえた部分」に対し、賃金改善を行う（6%、平均勤続年数11年以上の施設は7%）。

③キャリアパス要件分（②の内数）

役職や職務内容等に応じた勤務条件・賃金体系の設定、資質向上の具体的な計画策定及び計画に沿った研修の実施又は研修機会の確保、職員への周知等が要件（満たさない場合、②から2%減）

引用：施設型給付費等に係る処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II について（内閣府子ども・子育て本部）



*新規開設園の場合、当該加算率は暫定加算率8%を適用します。夏の本認定に伴い、遡及して精算を行います。

①基礎分

※経験年数が増えるとともに増加する加算額については、昇給等に充当することが必要

処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件(令和5年度から段階的に適用)は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

A 副主任保育士等

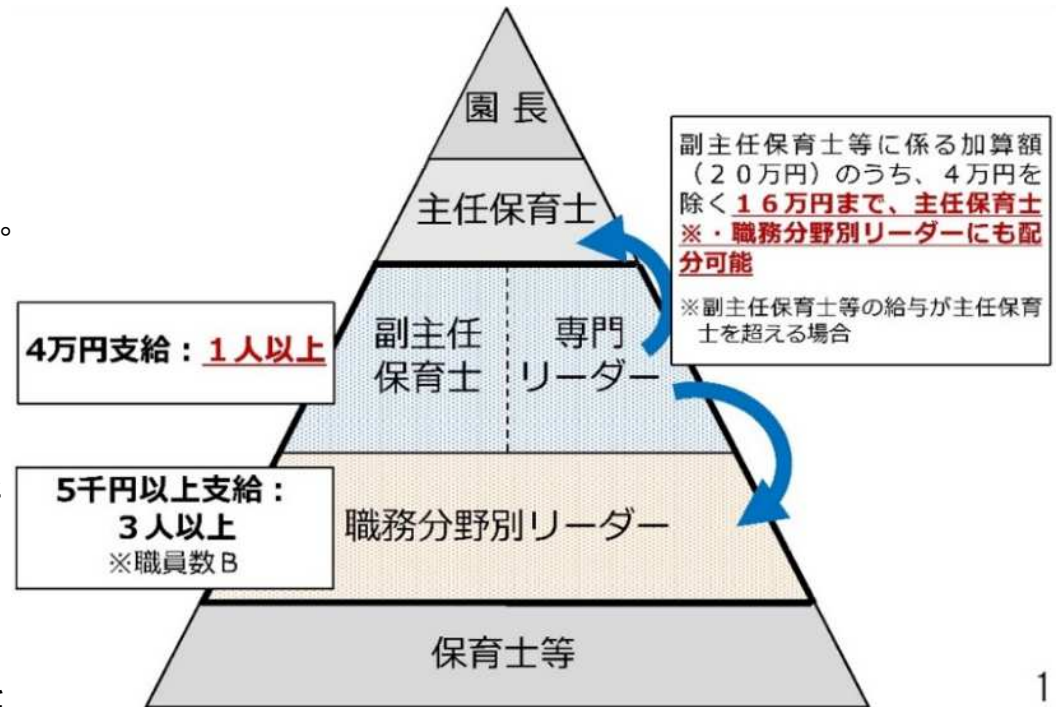
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができる。(人数Aが1人の場合、月額4万円の改善を行う者の確保は不要)

B 職務分野別リーダー等

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会資料(内閣府子ども・子育て本部)

処遇改善等加算Ⅱ

資料2-1

【概要】

園長及び主任保育士未満の技能・経験を積んだ職員に対して、追加的に人件費を加算する。

【支給対象】

A 副主任保育士等

概ね7年以上の経験を有する者。

B 職務分野別リーダー等

概ね3年以上の経験を有する者。

※キャリアアップ研修の要件(令和5年度から段階的に適用)は次頁以降参照。

発令や職務命令等を行った上で毎月支払われる月例給・手当により支払うものとする。

【配分】

A 副主任保育士等

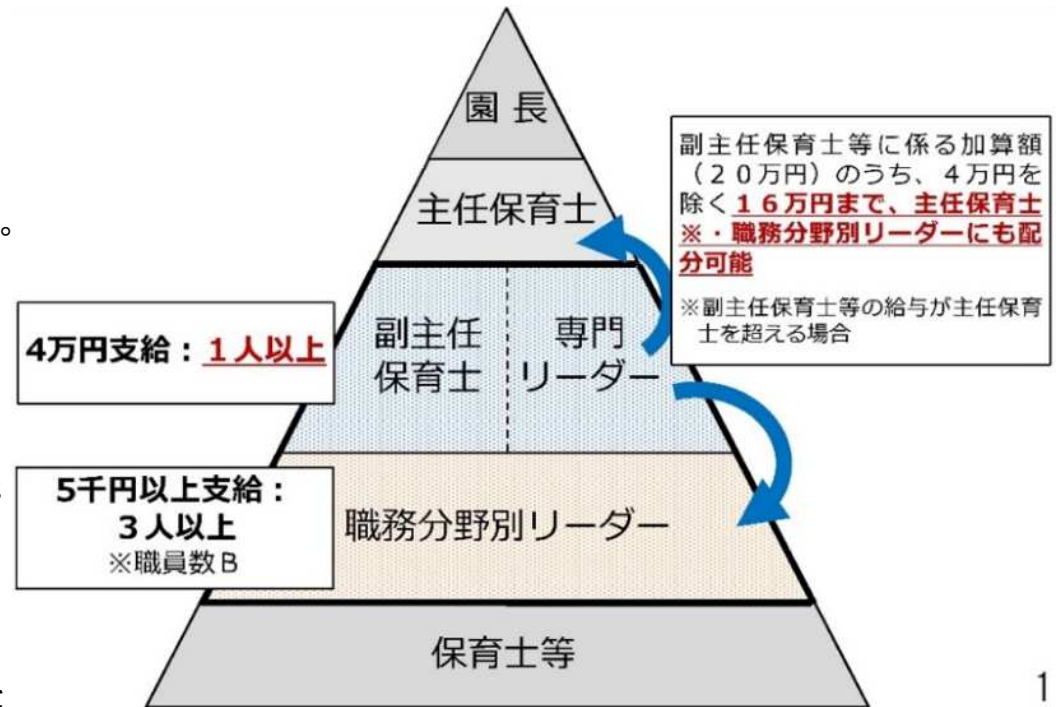
原則として月額4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人以上確保した上で、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円以下の改善額とすることができる。(人数Aが1人の場合、月額4万円の改善を行う者の確保は不要)

B 職務分野別リーダー等

原則として月額5千円。ただし、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。

※職務分野別リーダーに配分する場合は、副主任保育士等に係る賃金改善額のうち、最も低い額を超えないこと。

〈人数A:5人、人数B:3人のイメージ図〉



引用：子ども・子育て支援新制度都道府県等説明会資料(内閣府子ども・子育て本部)

処遇改善等加算Ⅱ概要図

資料2-1

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効
- ※ ⑦については令和元年度までに実施した研修に限る

副主任保育士

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

専門リーダー

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-1

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。
なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出いただく予定です。

研修受講要件の適用時期

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 3以上 の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 4以上 の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について

資料2-1

概要

令和5年度から、処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件が、以下の表のとおり段階的に適用されています。
処遇改善等加算Ⅱによる改善を受ける前月までに必要となる研修を修了している必要がありますので、処遇改善等加算Ⅱによる改善を想定する職員には、計画的な研修受講を促してください。
なお、加算の認定に当たっては、要件を満たす修了証の写しを提出いただく予定です。

研修受講要件の適用時期

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
副主任保育士 (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 3以上 の研修分野 及びマネジメント研修
専門リーダー (人数A)	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち2つ以上	令和8年度から適用される研修受講要件 のうち3つ以上	専門分野別研修のうちの 4以上 の研修分野
職務別分野リーダー (人数B)	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上	専門分野別研修のうち、職務 分野別リーダーとして担当する 職務分野に対応する分野を含 む 1以上

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

【加算額】

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

【加算額の施設間配分に関する取扱い】

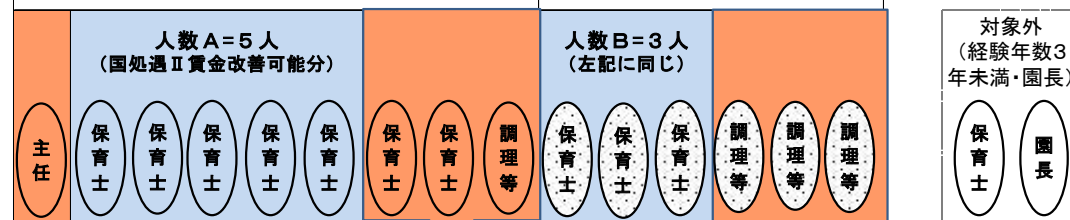
- ・市処遇Ⅱについては、施設間配分は行えない。
- ・国処遇Ⅱを他都市系列園に拠出した場合、拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

< 定員=90人、職員=17人(園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり)、人数A=5人、人数B=3人の場合 >

経験年数7年以上(園長・主任を除く)=8人

経験年数3～6年=6人



上記5名の内1名について
4万円保障を必須

- 国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者・7年以上の者の賃金改善を補完する。
 - 年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため市処遇Ⅱの算定については、主任保育士(一般的に7年目以上の職員分)を含むものとする。
- ※主任の配分額は、国処遇改善等加算Ⅱと同様5千円～4万円未満(国処遇Ⅱ+市処遇Ⅱ)

《加算保障額－国配分可能月額＝市加算月額》

加算保障額 ⇒ 7人(7年以上・4万円保障対象者1名除く) × 4万円 + 4万円(主任) + 6人(3～6年) × 5千円…①

国配分可能額 ⇒ 4人(人数A《保障対象者1名除く》) × 4万円 + 3人(人数B) × 5千円…②

市加算月額 ⇒ ①(35万円) - ②(17万5千円) = 17万5千円

令和5年度以降は、4万円または5千円の改善を行なうための金額として、法定福利費等の事業主負担増加額を付加した金額を用いる。

国処遇改善
等加算Ⅱ

市処遇改善
等加算Ⅱ

加算額の算定

【概要】

国の公定価格において、処遇改善等加算Ⅰの加算率算定の基礎となる常勤職員の経験年数が3～6年の者と7年以上の者が多くいる施設に対し、十分に賃金改善額の配分を行えない場合に、賃金改善額を補完する。

【加算額】

国処遇改善等加算Ⅱの配分可能額(副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額)に対し、経験年数が3～6年の者に5千円及び最低4万円の保障対象とならない7年以上の者(いずれも園長を除く)にも4万円を配分(加算保障)した場合に不足する額。

令和5年度以降、法定福利費等の事業主負担増加額を含む。

※国処遇Ⅱの算定基礎となる職員数に1を加えた人数を上限とする。

《加算保障額－配分可能額＝市加算月額》

【加算額の施設間配分に関する取扱い】

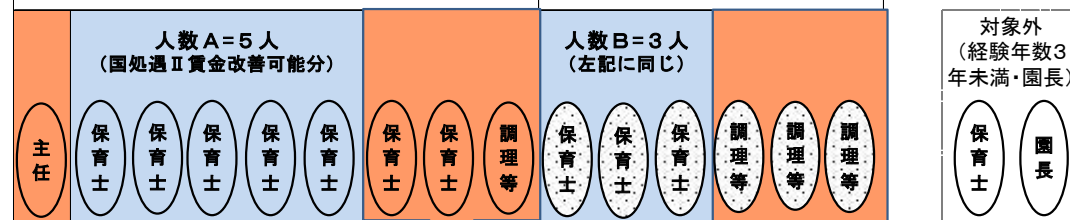
- ・市処遇Ⅱについては、施設間配分は行えない。
- ・国処遇Ⅱを他都市系列園に拠出した場合、拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。

市処遇改善等加算Ⅱの運用モデル

＜定員＝90人、職員＝17人(園長1人、主任1人、保育士11人、調理員等4人。経験年数は以下のとおり)、人数A＝5人、人数B＝3人の場合＞

経験年数7年以上(園長・主任を除く)＝8人

経験年数3～6年＝6人



国処遇改善
等加算Ⅱ

市処遇改善
等加算Ⅱ

加算額の算定

- 国処遇Ⅱにて改善の図れない経験年数3～6年の者・7年以上の者の賃金改善を補完する。
- 年齢構造等による公平性の観点から、主任保育士に対する賃金改善を可能とするため市処遇Ⅱの算定については、主任保育士(一般的に7年目以上の職員分)を含むものとする。
- ※主任の配分額は、国処遇改善等加算Ⅱと同様5千円～4万円未満(国処遇Ⅱ+市処遇Ⅱ)

《加算保障額－国配分可能月額＝市加算月額》

加算保障額 ⇒ 7人(7年以上・4万円保障対象者1名除く) × 4万円 + 4万円(主任) + 6人(3～6年) × 5千円…①

国配分可能額 ⇒ 4人(人数A《保障対象者1名除く》) × 4万円 + 3人(人数B) × 5千円…②

市加算月額 ⇒ ①(35万円) - ②(17万5千円) = 17万5千円

令和5年度以降は、4万円または5千円の改善を行なうための金額として、法定福利費等の事業主負担増加額を付加した金額を用いる。

処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③具体的な内容を職員に周知していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員 ※役員を兼務する施設長を除く

4 加算額

補助基準額 × 加算Ⅲ算定対象人数※ × 実施月数

※算定対象人数は、施設の定員区分や加算当年度の年齢別児童数(見込平均利用子ども数)、各種加算の適用状況に応じて、国の定める算出方法に基づき算出される職員数

処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 概要

令和4年2月から実施された、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」から継続して、令和4年10月以降における賃金の継続的な引上げ(ベースアップ)等に要する費用を加算する。

2 主な要件

- ①加算Ⅲによる賃金改善見込額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによるものであること。
- ②賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。
- ③具体的な内容を職員に周知していること

3 配分対象職員

保育所等に勤務する職員 ※役員を兼務する施設長を除く

4 加算額

補助基準額 × 加算Ⅲ算定対象人数※ × 実施月数

※算定対象人数は、施設の定員区分や加算当年度の年齢別児童数(見込平均利用子ども数)、各種加算の適用状況に応じて、国の定める算出方法に基づき算出される職員数

小規模A・B型
事業所内のみ

市処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

小規模保育事業A・B型 事業所内保育事業

3 算定対象職員

・年休代替保育士 ・休憩休息保育士 ※休憩休息保育士は保育所型事業所内保育事業のみ対象

4 補助基準額

算定対象職員一名につき、月額11,000円

5 加算見込額(月額)

補助基準額(月額) × 算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の年休代替保育士・休憩休息保育士の平均配置人数(見込)の合計人数

【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。

小規模A・B型
事業所内のみ

市処遇改善等加算Ⅲ

資料2-1

1 事業概要

当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に、「市が配置を求める市加配職員等」に対し、3%程度(月額9,000円)の賃金改善を行うために要する費用を加算する。

2 実施要件、対象施設・事業所

小規模保育事業A・B型 事業所内保育事業

3 算定対象職員

・年休代替保育士 ・休憩休息保育士 ※休憩休息保育士は保育所型事業所内保育事業のみ対象

4 補助基準額

算定対象職員一名につき、月額11,000円

5 加算見込額(月額)

補助基準額(月額) × 算定対象職員数 ※

※ 算定対象職員数は、加算当年度内の賃金改善実施期間における各月の年休代替保育士・休憩休息保育士の平均配置人数(見込)の合計人数

【国処遇改善等加算Ⅲの拠出に係る市処遇改善等加算Ⅲの取扱い】

- ・国の加算額と異なり、市の加算額については、施設間配分は行えない。
- ・国加算額を川崎市以外の他都市へ拠出する場合は、市加算額を拠出額と同額分減額とする。

小規模A・B型
事業所内のみ

地域型保育事業における市処遇改善等加算Ⅲイメージ図

例) 小規模保育事業A型
定員19名の場合

<定員=19人、職員=12人(管理者1人、保育士9人、調理員2人)>
<公定価格上の必要保育士数5名+調理員1名> <市加配保育士数1名>

賃金改善対象職員

公定価格上の配置基準
(国事業)

管理者・保育士・調理員等
(7名)

※役員を兼務する管理者は除く

市賃金改善部分対象職員(市事業)

市が上乗せで配置を求める市加配職員等
・年休代替保育士
(1名)

一人当り月額11,000円
(9,000円+法定福利費事業主負担分)

<留意事項>

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

<加算見込額(月額)>

11,000円(R5年度補助基準額) × 1名(算定対象職員数)

小規模A・B型
事業所内のみ

地域型保育事業における市処遇改善等加算Ⅲイメージ図

例) 小規模保育事業A型
定員19名の場合

< 定員=19人、職員=12人(管理者1人、保育士9人、調理員2人)>
< 公定価格上の必要保育士数5名+調理員1名> < 市加配保育士数1名>

賃金改善対象職員

公定価格上の配置基準
(国事業)

管理者・保育士・調理員等
(7名)

※役員を兼務する管理者は除く

市賃金改善部分対象職員(市事業)

市が上乗せで配置を求める市加配職員等
・年休代替保育士
(1名)

一人当り月額11,000円
(9,000円+法定福利費事業主負担分)

<留意事項>

上記モデルは市の加算額の対象職員をイメージしたものであり、配分する際は、「国加算額」と「市加算額」を施設の裁量において賃金改善の対象職員に配分することが可能。

**公定価格を超えて配置する加配職員等
に対する賃金改善部分を追加的に支給**

<加算見込額(月額)>

11,000円(R5年度補助基準額) × 1名(算定対象職員数)

処遇改善等加算Ⅰの認定手続きについて

資料2-2

【概要】

処遇改善等加算Ⅰについては、以下①②の2段階に分けて認定

①加算率の認定(令和6年4月頃通知予定)

②賃金改善計画の確認(P8以降参照)

※②については、国において廃止が検討されており、国通知の内容によっては不要となる可能性があります。

加算率の認定

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和6年4月1日時点で当該施設に在籍している常勤職員が算定対象となります。

○常勤職員とは・・・

「就業規則における常勤職員の勤務時間数(月120時間以上のものに限る)に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります。

※2 勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます

※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

【算定対象となる職員】

職員個々の経験年数に応じた加算率が認定されます。

令和6年4月1日時点で当該施設に在籍している常勤職員が算定対象となります。

○常勤職員とは・・・

「就業規則における常勤職員の勤務時間数(月120時間以上のものに限る)に達している者※1」または「1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者」

※1 請求ソフトに常勤職員の勤務時間数を登録しておく必要があります。

※2 勤務期間内に病休(無給)等がある場合は、対象期間から除きます

※3 必ずしも雇用形態が正職員である必要はありません

加算率の認定

【算定対象となる施設】

- 子ども・子育て支援法第7条第4項及び第5項で規定される施設・事業
⇒幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育・家庭的保育・事業所内保育
居宅訪問型保育の事業所
- 学校教育法第1条に定める学校及び第124条で定める専修学校
- 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所
- 児童福祉法第12条の4に定める施設(児童相談所内の一時保護施設)
- 地方公共団体における単独保育施策による認可外保育施設(川崎認定保育園等)
- 認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設、幼稚園に併設された施設
- 《保健師、看護師、准看護師のみ》
医療法に定める施設(病院、診療所、介護老人保健施設、助産所)

加算率の認定申請について

【提出書類】

- ・令和6年度処遇改善等加算Ⅰに係る加算率認定申請書
- ・平均勤続年数計算書
- ・処遇改善等加算率算定職員台帳
- ・**在職証明(願)書**
- ・資格証等
- ・就業規則等

【提出期限】

令和6年5月上旬(予定)

在職証明(願)書

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②**算定対象施設での該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名		生年月日		性別
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
~				
~				
~				
~				

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名
代表者職・氏名

印

在職証明(願)書

様式は任意ですが、下記要件を充足している必要があります。

- ①算定対象職員の雇用形態が**常勤職員**であることが分かること。
- ②**算定対象施設での該当職種での経験**であること。
- ③勤務期間の記載があること。
- ④法人代表者の記名押印があること。

※在職証明書取得が困難な場合は、本人からの在職申出書に加え、勤務歴が把握・推認できる資料(雇用保険の加入履歴等)の提出が必要です。(詳細は4月通知参照)

在職証明(願)書【処遇改善等加算 加算率認定用】				
氏名	生年月日		性別	
勤務期間	勤務施設名	施設種別	算定除外条件	職種
~				
~				
~				
~				

上記の内容に相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

法人名
代表者職・氏名

印

処遇改善等加算に係る実績報告について

【概要】

前年度の賃金改善が適切に行われたこと及び計画時点からの変更があった場合に、適切に行われたことを確認するもの。

処遇Ⅰ、処遇Ⅱ及び処遇Ⅲについて、併せて報告するもの。

【令和6年度スケジュール】

- ・夏頃、通知を発出（国の通知の発出状況により前後する場合あり）
- ・順次報告内容を確認し、修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

処遇改善等加算に係る実績報告について

【提出資料について】

- ①処遇改善等加算Ⅰ（令和6年度新規開設園等除く全園）
- ②処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

・給与台帳（必要な場合）

※令和6年度新規開設園等については、作業はありません。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

【概要】

- ・賃金改善要件分の適切な支給計画を確認
- ・処遇改善等加算Ⅱ及び市処遇改善等加算Ⅱの認定
- ・処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲの認定

【令和6年度スケジュール】

- ・秋頃、通知を発出（国通知の発出状況により前後する場合あり）
 - ・9月以降、順次認定
- 修正等がある場合には、担当から御連絡いたします。

※賃金改善計画書の提出については、国において廃止が検討されており、国通知の内容によっては不要となる可能性があります。

処遇改善等加算に係る賃金改善計画について

【提出資料について】

- ① 処遇改善等加算Ⅰ（全園）
- ② 処遇改善等加算Ⅱ（該当園）
- ③ 処遇改善等加算Ⅲ（該当園）

・市が送付するエクセルデータに基づき作成いただき、データでの提出を予定しています。

- ・給与規程
- ・キャリアアップ研修修了証等

1 性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金（令和5年度補正予算事業）

- 保育所等に対して、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを行う設備等支援を通じて、性被害防止対策を行うことを目的とするもの。
- 補助基準額は1事業所あたり100千円

2 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金

- 対象者が採用日から「6年以内」の常勤保育士等へ変更（経過措置あり）
- 対象事業所に小規模保育事業C型、家庭的保育事業を追加

3 保育体制強化事業補助金

- 「スポット支援員」を補助対象に追加

4 ICT化推進事業補助金

- 機能要件を追加（キャッシュレス決済に関する機能）

1 目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2 実施施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設など

3 補助対象経費

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業の実施に直接要する経費のうち、補助対象期間に支出したもの

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで（予定）

1 目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2 実施施設

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設など

3 補助対象経費

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業の実施に直接要する経費のうち、補助対象期間に支出したもの

4 補助対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで（予定）

5 補助対象とならないもの

- (1) 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- (2) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）
- (3) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

6 その他

- ・ 本事業は、国の令和5年度補正予算事業に基づき、単年度限定での実施を予定しています。
- ・ 申請時期や申請方法等については、追って詳細を御案内します（※）が、これに先立ち、想定申請件数の把握や施設の意向確認等のため、各事業所にアンケートを行う予定ですので、その際は御協力をお願いします。

※必要な申請書類としては、所定の決算（見込）書類のほか、補助対象経費を支出したことを証する書類の写し、設備の購入や設置等を行う前の状態と行った後の状態を示す図面や写真などを想定しています。

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

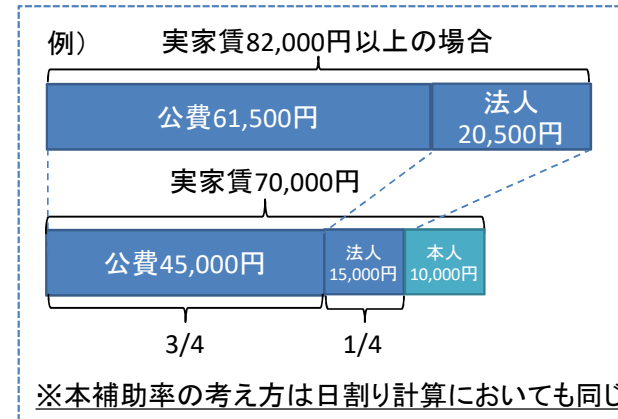
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、
3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人等による借り上げ物件が対象であり、法人等所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

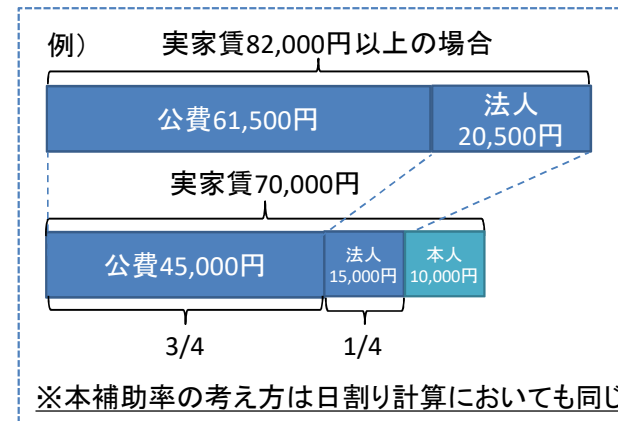
【事業の目的と概要】

■ 保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援する。

■ 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部補助
1人(1戸)当たり月額 82,000円(予定)を上限額とし、
3/4を公費で補助。残りの1/4を法人が負担する。

■ 法人等による借り上げ物件が対象であり、法人等所有の物件は対象外

■ 補助対象経費は、家賃・管理費・共益費（敷金、礼金、手数料等は対象外）



令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象

※小規模保育事業C型及び家庭的保育事業を新たに対象施設に加えます。

- 管理者を除く、常勤の保育士、看護師(准看護師、保健師)、教諭(小学校、幼稚園、養護教諭)
※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外。なお、家庭的保育事業の家庭的保育者は対象外となります。
(詳細については別途お知らせします)

- 対象者は世帯主又は準ずる者(世帯総収入の50%超)であること、住宅手当等を受けていないことが条件

- 法人に採用された日から6年以内(経過措置)
これまでに事業対象だった方で、引き続き令和6年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり
令和2年度からの継続対象者:10年以内
令和3年度からの継続対象者:9年以内
令和4年度からの継続対象者:8年以内
令和5年度からの継続対象者:7年以内

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

【対象施設と対象者】

- 保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、認可化・小規模保育事業化予定の認可外保育施設が対象

※小規模保育事業C型及び家庭的保育事業を新たに対象施設に加えます。

- 管理者を除く、常勤の保育士、看護師(准看護師、保健師)、教諭(小学校、幼稚園、養護教諭)

※条例等により保育士に読み替えられるものに限る。子育て支援員やその他市長が認める者は対象外。なお、家庭的保育事業の家庭的保育者は対象外となります。(詳細については別途お知らせします)

- 対象者は世帯主又は準ずる者(世帯総収入の50%超)であること、住宅手当等を受けていないことが条件

- 法人に採用された日から6年以内(経過措置)

これまでに事業対象だった方で、引き続き令和6年度も事業対象となる場合の補助要件としては次のとおり

- 令和2年度からの継続対象者:10年以内
- 令和3年度からの継続対象者:9年以内
- 令和4年度からの継続対象者:8年以内
- 令和5年度からの継続対象者:7年以内

【実施期間と手続き】

■ 令和6年4月1日～令和7年3月31日

■ 申請に必要な書類(予定) ※変更となる可能性あり

- ①申請書
- ②補助対象者等内訳書及びその内容証明書
- ③不動産賃貸借契約書の写し
- ④住民票の写し(令和6年度発行のもの)
- ⑤給与明細書の写し
- ⑥事業者が家賃を振り込んだことを証する書類の写し
- ⑦雇用契約書の写し
- ⑧資格証明書の写し
- ⑨その他の補足資料など

※③、⑦、⑧について、過去に一度御提出をいただいている対象者の書類については、提出不要とします。ただし、既に御提出をいただいている内容から変更等が生じている場合は改めて、最新の書類を御提出ください。

■ 申請・支払は四半期ごとの実績払

実績報告書(内訳書は四半期ごとに作成)は年1回提出

令和6年度保育士宿舎借り上げ支援事業について

資料3-3

年間スケジュール

実施期間：4月1日～3月31日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設・法人	第4四半期申請 前年度	実績報告書提出 前年度		第1四半期申請※			第2四半期申請※			第3四半期申請※			第4四半期申請※	実績報告書提出
川崎市	・審査 ・補助金交付 (5月まで)			・審査 ・補助金交付 (8月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (11月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (2月以降随時)			・審査 ・補助金交付 (5月まで)	

※第1四半期～第4四半期の申請は、それぞれ各月10日頃までに申請
 ※各期申請の前月に、日時・様式等を通知する予定

【川崎市保育士宿舎借り上げ支援事業特設ページURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000140622.html>

当該ホームページに宿舎借り上げ支援事業の制度の詳細や、申請様式等の御案内がありますので、適宜御参照ください。

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料3-4

【事業概要】

- 保育士の負担を軽減することによって保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材を、散歩等の児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の保育に係る周辺業務に活用するために要する費用の一部を補助するもの。

【要件等】

- 1 園外活動の見守り等を行う者
 - 保育士資格の有無を問わず、児童の園外活動時の見守り等を行うこと。
 - 児童の園外活動時の見守り等を実施するに当たり、当該補助金対象者は、市が認める交通安全に関する講習会等を修了しなければならない。
- 2 スポット支援員
 - 登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置している者。
 - 平成26年4月1日以降新たに配置された者であること。
- 3 園外活動の見守り等を行う者及びスポット支援員共通
 - 以下の全ての要件を満たす必要がある。
 - ・子どものための教育・保育給付やその他の補助金等の支給対象となっていないこと
 - 公定価格(国基準で求められる職員数)・市加配保育士・高齢者等活躍促進加算・産休代替等の対象者でないこと。
 - ・**保育支援者及びスポット支援員はそれぞれ個別で配置すること。**

事業の詳細については、令和6年度中において御案内いたします。

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料3-4

【補助上限額】

○園外活動の見守り等：月額4万5千円

○スポット支援員：月額4万5千円

【補助対象経費】

■ 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

年間スケジュール（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設	交付申請書の提出									実績報告書提出	
		講習会の受講等→受講報告書提出※1									
川崎市	交付申請書の提出案内・講習会等の提示	受講報告書審査→受講証明書発行									
		交付審査・補助金支払								実績報告書の提出案内	実績報告書審査

・交付申請書の承認後に変更が生じ、かつ、交付額が増額となる場合は、変更交付申請書を提出
 ※1 講習会等の受講後は、速やかに受講報告書を保育第1課へ提出

令和6年度 保育体制強化事業補助金について

資料3-4

【補助上限額】

○園外活動の見守り等：月額4万5千円

○スポット支援員：月額4万5千円

【補助対象経費】

■ 事業に係る報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、共済費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

年間スケジュール（予定）

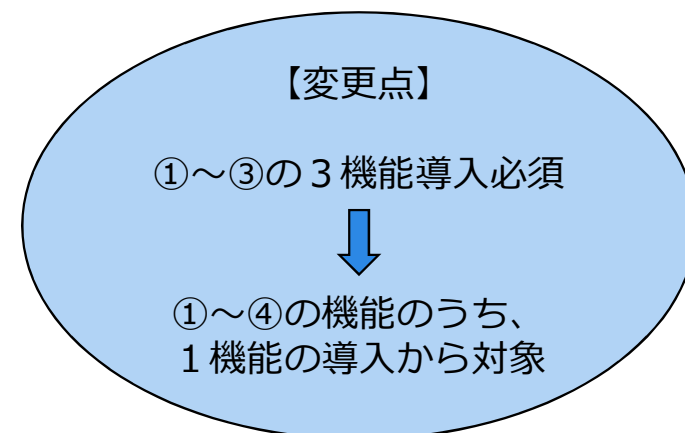
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
施設	交付申請書の提出									実績報告書提出	
		講習会の受講等→受講報告書提出※1									
川崎市	交付申請書の提出案内・講習会等の提示	受講報告書審査→受講証明書発行									
		交付審査・補助金支払								実績報告書の提出案内	実績報告書審査

・交付申請書の承認後に変更が生じ、かつ、交付額が増額となる場合は、変更交付申請書を提出
 ※1 講習会等の受講後は、速やかに受講報告書を保育第1課へ提出

1. 概要

認可保育所等においてICT化を推進することにより、業務負担の軽減を図るほか、働きやすい環境を整備するとともに、利用児童の保護者にとって必要な情報等を把握しやすくすることを目的として、次の①～④の機能のうち**1つ以上有する**電算システム等を新たに導入した場合に、国基準に従って、導入に要した費用の一部に対して補助する。

- ① 保育に関する計画・記録に関する機能
- ② 利用児童の登園及び降園の管理に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ **キャッシュレス決済に関する機能**（令和6年度、新たに追加）



2. 事業実施期間

令和6年4月1日から**令和6年12月31日**まで

※実施期間中に支援システムの導入及び導入経費すべての支払いを完了し、運用開始をしていること

3. 補助要件

(1) 対象施設

令和6年4月1日時点で開設しており、かつ過去1度も当該補助金の交付を受けていない施設
ただし、過去に補助金の交付を受けている場合であっても、新たにキャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り対象となる。

また、システムを活用した安全管理の取組について、各施設で作成する安全計画に明記すること。

(2) 対象経費

- ① 支援システムを導入するために要した機器の購入費及びその消費税
- ② ソフトウェア等の購入費及びその消費税
- ③ 工事費及びその消費税
- ④ システム操作等研修費

※リース料、保守料、月額利用料、振込手数料、分割払い手数料、金利は対象経費に含まない

令和6年度 ICT化推進事業補助金について

資料3-5

4. 補助上限額

導入する機能数およびシステムを使用するにあたり必要な端末購入等の有無により、補助額が決まる。

導入機能数	端末購入 無	端末購入 有
1機能	150,000	525,000
2機能	300,000	675,000
3機能	450,000	825,000
4機能	600,000	975,000

補助率（国：1/2、市区町村：1/4、事業者1/4）

5. 申請の手続きについて

(1) 提出書類

ア 補助金の交付申請

- (ア) ICT化推進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ) ICT化推進事業補助金実施計画書（第2号様式）
- (ウ) 支援システム導入から運用開始までの工程が確認できるもの（導入工程表等）
- (エ) 支援システム導入に係る費用が確認できるもの（見積書等）
- (オ) 支援システムの機能について確認できるもの（パンフレット等）

※システムの導入に当たっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。

イ 実績報告書

- (ア) ICT化推進事業補助金実績報告書（第5号様式）
- (イ) システム導入に要した費用の内訳がわかるもの（領収書等）
- (ウ) 搭載必須の機能を導入しているか確認できるもの（仕様書・契約書等）
- (エ) システム導入による効果等の報告書（子ども家庭庁指定様式）

(2) 提出方法

オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI） ※申請URLは申請案内と併せて案内

令和6年度 ICT化推進事業補助金について

資料3-5

6. 令和6年度 補助金交付までのスケジュール (予定)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画書の提出		計画書	6月末頃× (予定)								
計画書承認通知			承認通知								
交付申請書兼実績報告書 効果等の報告書の提出					R7. 12. 31までに導入・支払いを完了・運用開始 ⇒ 交付申請書兼実績報告書等の提出				1月上旬頃× (予定)		
補助金交付									申請書等の審査 交付決定・支払		

園から市への手続き 市での処理

ご清聴ありがとうございました。

**川崎市こども未来局
保育第2課**